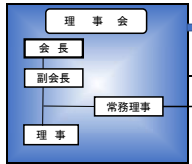


社会福祉法人 旭川市社会福祉協議会の組織 (R3\_11\_01)



顧問

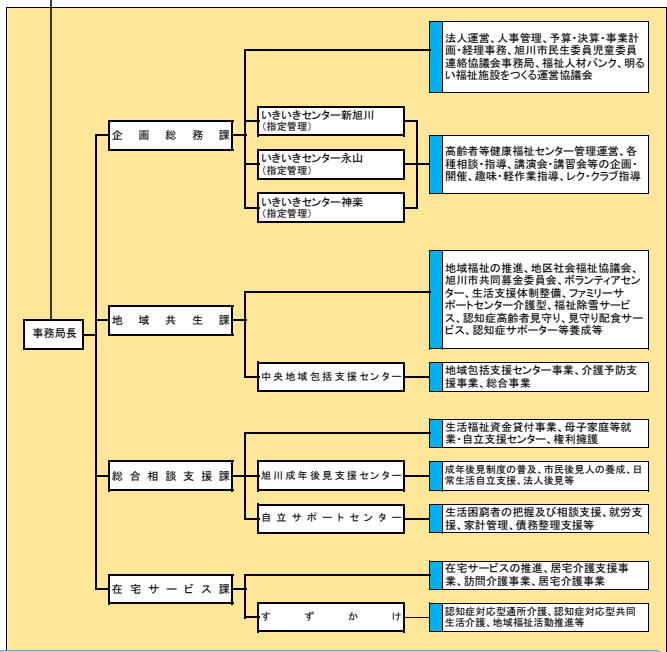
- 総務財政委員会**① 組織運営及び財務管理、事業の調査及び企画、各団体等との連携、経営改善計画等
- 地域・在宅福祉委員会**② 地域・在宅福祉事業の調査研究、地域福祉活動の普及及び広報、地域福祉活動計画、ボランティア等

- 部会**  
 部長(1)柏葉健一、(2)桑島保夫 各1名  
 副部長(1)谷澤江、(2)市川勝己 各1名  
 部会長(理事、会長委嘱)  
 部長(理事、会長委嘱)  
 専門分科会  
 専門的事項について調査研究のために専門分科会を置くことができる。

評議員会

- 18～22名
- 稲毛 清隆 (地区社協)
  - 大浦 かづ子 (地区社協)
  - 千葉 忠良 (地区社協)
  - 福島 政昭 (地区社協)
  - 吉川 稔 (地区社協)
  - 瀧邊 三次 (地区社協)
  - 塩尻 曜子 (住民組織)
  - 中村 幸彦 (住民組織)
  - 浅野 正一 (民生委員)
  - 雨尾 直子 (民生委員)
  - 齋藤 厚 (社会福祉事業)
  - 松山 直 (社会福祉事業)
  - 青山 弥生 (社会福祉団体)
  - 加藤 千歳 (社会福祉団体)
  - 阿部 龍雄 (ボランティア)
  - 河辺 菜穂子 (ボランティア)
  - 佐伯 敬道 (ボランティア)
  - 菅野 淑子 (ボランティア)
  - 廣岡 輝志 (ボランティア)
  - 岡本 千晴 (学識経験)
  - 川邊 淳子 (学識経験)
  - 山田 賢一 (学識経験)

- 委員**
- 住民組織委員**  
地区社会福祉協議会(住民委員)
  - 組織・団体委員**  
・民生委員・児童委員又はその組織  
・社会福祉施設(更生保護施設含む。)  
・社会福祉関係団体等  
・社会福祉関係団体、関連機関・団体  
・関係行政公務員、学識経験者  
・地域福祉推進団体



- 理事(定款第17条)15～17名**
- 会長 大沼 克己 (学識経験)
  - 副会長 市川 勝己 (地区社協)
  - 副会長 柏葉 健一 (経済団体)
  - 副会長 桑島 保夫 (民生委員)
  - 副会長 谷 澤江 (ボランティア)
  - 常務理事 岡田 政勝 (学識経験)
  - 理事 佐々木 和雄 (地区社協)
  - 理事 猫山 房良 (民生委員)
  - 理事 小野 直子 (福祉事業)
  - 理事 総野 あゆみ (福祉事業)
  - 理事 三谷 満 (福祉事業)
  - 理事 大森 裕 (福祉団体)
  - 理事 神田 典行 (福祉団体)
  - 理事 井田 俊英 (ボランティア)
  - 理事 杉本 啓二 (ボランティア)
  - 理事 金澤 匡賢 (行政職員)
  - 理事 佐藤 貴虎 (学識経験)

- 顧問(定款第26条)若干名**
- 旭川市長 今津 寛介
  - 旭川市議会議長 中川 明雄
  - 旭川商工会館所長 新谷 隆一郎
  - 旭川市民生委員児童委員連絡協議会会長 (公益財団法人旭川市民生委員児童委員協議会) 佐川 徹

**法人の概要**

設立 昭和26年7月25日  
 認可 昭和28年4月9日  
 所在 旭川市5条通4丁目 893番地の1  
 旭川市ときわ市民ホール

- 事務局(令和3年11月1日現在)**
- 事務局長 1名
  - 職員 21名
  - 準職員 73名
  - パート職員 62名
  - 計 157名
- (職員には非常勤導入された6名含む、非常勤1名除く。)

- 監事(定款第17条)13名**
- 金庭 謙一 (社会福祉見識)
  - 島田 康弘 (財務管理見識)
  - 長谷川 明彦 (財務管理見識)

※ 評議員、理事、監事の( )書きは選出区分

- 定款掲載事業(概要)**
- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
  - (2) 社会福祉に関する活動への住民参加のための援助
  - (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、調整、宣伝、助成
  - (4) 社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
  - (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連携
  - (6) 共同募金事業への協力
  - (7) 福祉人材バンクの業務の実施
  - (8) 福祉サービス利用援助事業
  - (9) ボランティア活動の振興
  - (10) 老人居宅介護等事業の経営
  - (11) 老人デイサービス事業の経営
  - (12) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
  - (13) 居宅介護支援の事業
  - (14) 障害福祉サービス事業の経営
  - (15) 特定相談支援事業の経営
  - (16) 移動相談支援事業の経営
  - (17) 生活福祉資金貸付事業
  - (18) 自立相談支援事業
  - (19) 成年後見事業
  - (20) 母子家庭等就業・自立支援センター事業
  - (21) 配食サービス事業
  - (22) ファミリーサポートセンター事業
  - (23) 福祉除害サービス事業
  - (24) 認知症高齢者見守り事業
  - (25) 認知症サポーター等養成事業
  - (26) 生活支援体制整備事業
  - (27) 地域包括支援センターの事業
  - (28) 介護予防の事業
  - (29) 介護予防・日常生活支援総合事業
  - (30) 旭川市民生委員児童委員連絡協議会の運営
  - (31) 高齢者等健康福祉センターの管理運営
  - (32) その他法人の目的達成のために必要な事業

【定款第4条】(経営の原則)①この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的に経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。②この法人は、住民や福祉関係者等とともに地域の福祉課題・生活課題の解決に取り組み、支援を必要とする者に無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。